平成28年度 第2回越前市都市計画審議会

平成 29 年 2 月 17 日 (金) 10:00~ 越前市福祉健康センター 4F 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題
 - [1号議案] 丹南都市計画道路 南越駅前線の都市計画決定について
 - [2号議案] 丹南都市計画地区計画 瓜生東部・高木地区地区計画の変更について
- 4 報 告
 - 1) 越前市都市計画マスタープランの改定について
 - 2) 越前市立地適正化計画の策定について
- 5 その他
- 6 閉 会

越前市都市計画審議会

議 案 書

日 時 : 平成29年2月17日(金) 午前10時~

会場: 福祉健康センター 4階 大会議室

目 次

第1号議案 丹南都市計画道路 南越駅前線の都市計画決定について

第2号議案 丹南都市計画地区計画 瓜生東部・高木地区地区計画の変更について

丹南都市計画道路の変更(福井県決定) (案)

都市計画道路に 3・3・6 8 号南越駅前線を次のように追加する。

種	名	称	位置区域 構造											
別	番号	路線名		起点	終点	主 な経過地	延	長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	備	考
幹線	3.3.68	南越駅前	· 走大	划前市 屋町39字	越 前 市大屋町40字	_	約5	7 0 m	地表式	4車線	2 4 m	幹線街路と平面交差 1 箇所		
街路	構造形式の内訳 たお、越前市大屋町38字~39字地内に南越駅前広場を設ける。						面積 約4,9	00 m²						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 別紙変更理由書のとおり

都市計画変更理由

丹南都市計画道路について、平成34年度に予定されている北陸新幹線敦賀開業に向けて、南越駅(仮称) へのアクセスを確保するため、南越駅(仮称) と $3\cdot 3\cdot 1$ 号東縦貫線(一般国道8号)を接続する $3\cdot 3\cdot 6$ 8号南越駅前線を追加する。

あわせて、交通結節点となる南越駅(仮称)西側(大屋町 38 字 ~ 39 字地内)に駅前広場を設けるものとする。

丹南都市計画道路の変更(福井県決定) (案)

都市計画道路に 3・3・6 8 号南越駅前線を次のように追加する。

新旧対照表

():変更前

											(1 . 2	<u> </u>
種	名 称		位	位置		区	域	構			造		
別	番号	路線名	起点	終点	主 な経過地	延	長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	備	考
幹線	(-) 3·3·68	(-) 南越駅前線	(-) 越 前 市 大屋町39字	(-) 越 前 市 大屋町40字		(約5	-) 70 m	(-) 地表式	(-) 4 車線	(-) 2 4 m	(-) 幹線街路と平面交差 1 箇所		
街路	横造形式の内訳							(- 面積 約4,90) 00 m²				

「区域及び構造は計画図表示のとおり」



(参考) 道路標準断面図

県 道 (交差点部) S=1:200 (第3種2級、設計速度60km/h)

2NO. 20 GH=30. 84 FH=31. 752

(**道路幅員**) 25500

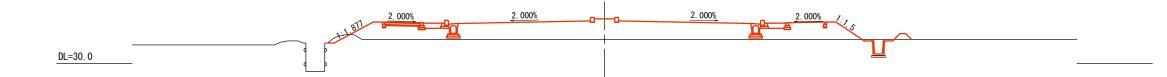
1				2000	<u> </u>				
3500			10250		1000		7250		3500
歩道 (植樹帯含む)	750	3250	3250	3000	500	3250	3250	750	歩道 (植樹帯含む)
(他倒布さむ)	路肩	車道	車道	右折車線	250250	車道	車道	路庸	(植樹帯含む)
				(E	帯 側帯	,			
					分離帯				

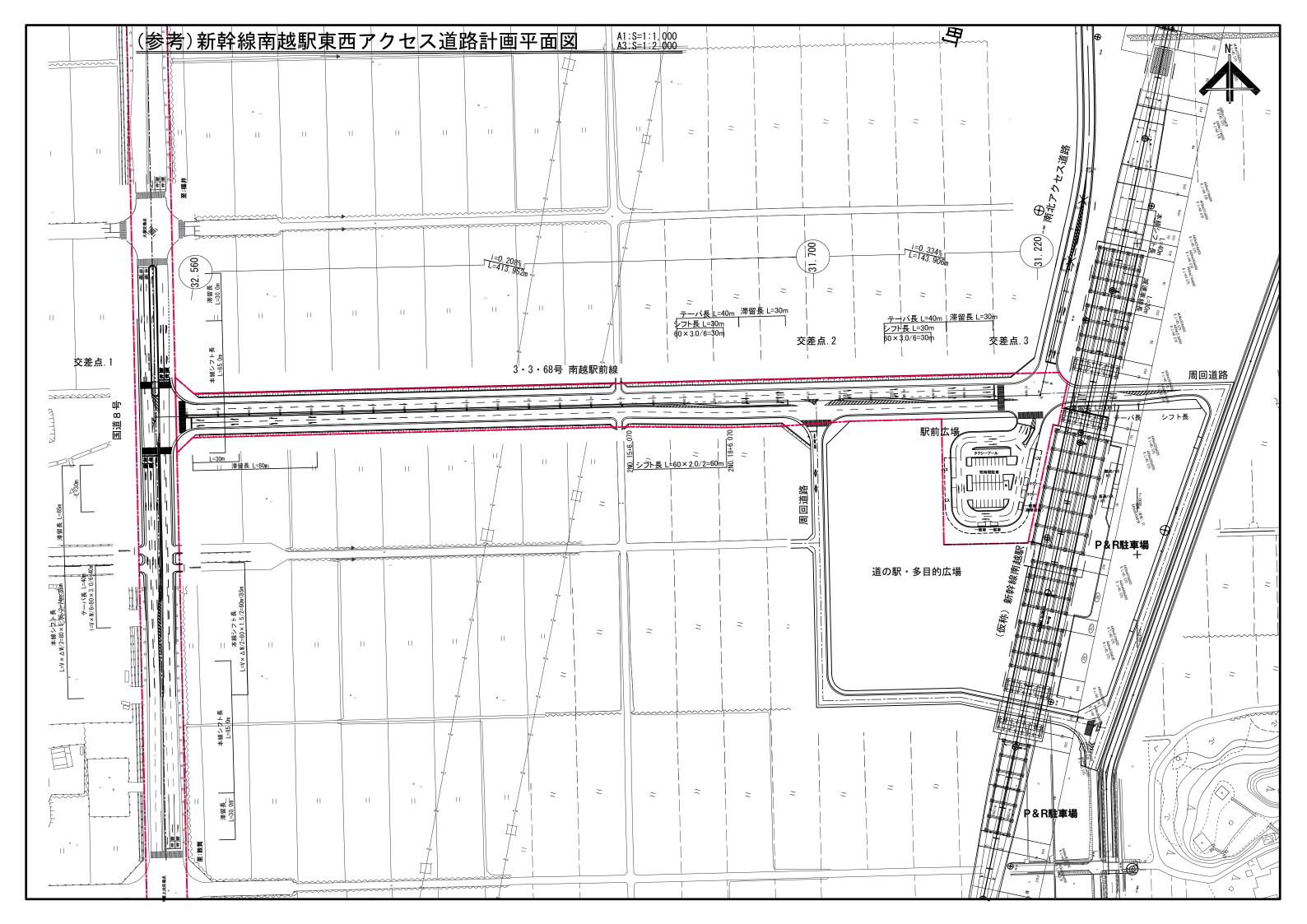


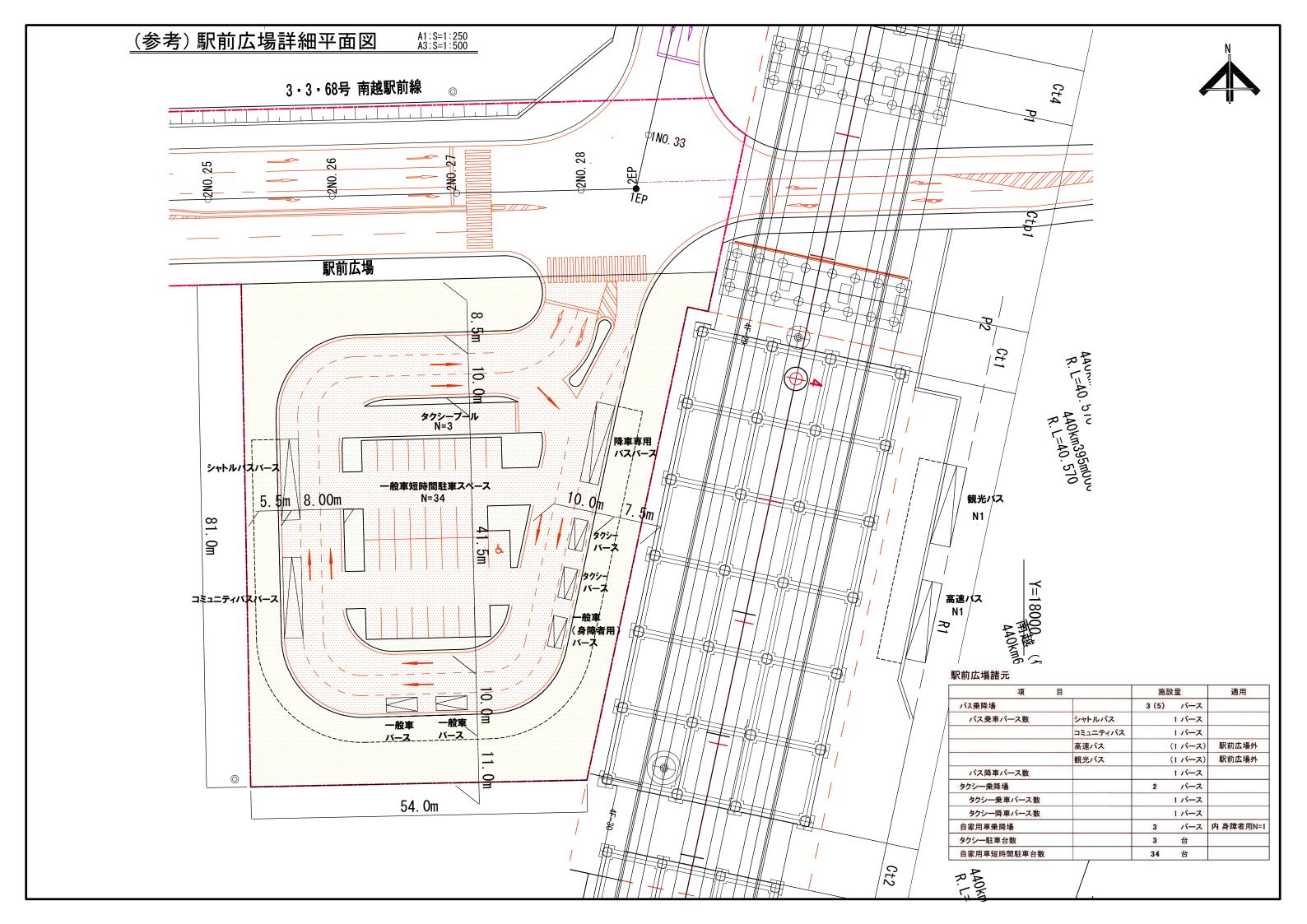
県 道 (一般部) S=1: (第3種2級、設計速度60km/h) S=1:200

(道路幅員) 23500

				23000				
3500		725	0	2000		7250		3500
歩道 (植樹帯含む)	750	3250	3250	1500	3250	3250	750	歩道 (植樹帯含む)
(相倒帝含む)	路肩	車道	車道 2	50 25	車道	車道	路肩	(個倒帝宮む)
			側科	分離帯側	帯			
	1 1		I	11 1		1	1	







丹南都市計画地区計画(瓜生東部・高木地区地区計画)
の変更について(越前市決定)

計 画 書

丹南都市計画地区計画(瓜生東部・高木地区地区計画)の変更概要

新旧対照表

事項	旧	新	摘要
地区整備計画 建築物等に関す る事項 建築物等の用途 の制限	風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関 する法律第2条第1項 第7号及び8号に規定 する営業を営む施設は 建築してはならない。 (知事承認事項)	風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関 する法律第2条第1項 第4号及び5号に規定 する営業を営む施設は 建築してはならない。 (知事承認事項)	適用条項との整合を図る

丹南都市計画地区計画の変更 (越前市決定)

都市計画 瓜生東部・高木地区地区計画を次のように変更する。

名 称					不地区地区計画を状のように変更する。
					越前市瓜生町・高木町の各一部
	重				約32.9ha
	д 17				本地区は、東側に国道8号バイパス、北側は鯖江市との行政境に接
					する場所に位置し、また区域内には福井県が整備する広域的産業振興
	地区計画の目標				施設が立地し、鯖江市との接続点として一体的な整備を図るべき地区
					である。
					- この地区において、無秩序な市街化が予想されることから、地区計
F					画の策定を行い、健全な産業業務地としての誘導及び利便性の向上を
保域					図り、建築物の用途の混在による環境の悪化等の防止を行うことによ
全の					り、公共及び民間の広域的産業振興施設を核とした高次産業と、高度
に整					な情報がネットワークする地区として、本市の新たな産業都市圏の形
関備					成を図ることを目標とする。
す・					本市の丹南プラザスクエア基本計画に基づき、地区の特性に応じた
方発					土地利用を図る。
針及	土地利用の方針		針	広域的産業振興施設を、高次産業の振興と活性化の核とし、公益性	
び					の高い業務施設や産業高次機能を有する施設の立地を促進し、快適で
				活力と潤いに満ちた産業業務空間の形成を図る。	
	‡	地区施設の			都市計画道路東縦貫線、都市計画道路中新庄瓜生線、市道第436
	整備方針				0号線を骨格としながら、効率的な土地利用を図る。
		建築物	•)	地区計画の目標及び、土地利用の方針に基づき、良好な市街地環境
		整備	<u> </u>		の整備を図るため、建築物の用途の制限を図る。
	ζ, <u>π</u>	り地	道	路	市道第4360号線 幅員16m 延長430m(知事承認事項)
	規 監 区				
	模员	支設	広	場	_
地		位	置		
地		<u>ル</u> 面	<u></u> 積		越前市瓜生町・高木町の各一部 約32.9ha
Iz	1	Щ	惧		A
区	7-1-	建築	物等	音の	第4号及び5号に規定する営業を営む施設は建築してはならない。
整	建	用迫	きの制	刂限	(知事承認事項)
正	築	建築地	物の延	<u>ベ</u> 面	(Au 1. (1. Mai, 2. 57)
備	物		敗地面		
VĦ	等		る割合		
計	に		高限度		
HI	関、		iの位	乙置	
画	すの制限		旻		
	る	建築物の高			
	事	さの制限		限	
	項			テ の	
	形態又は意				
		匠	の制	限	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

別紙変更理由書のとおり

変更理由書

1 種類・名称

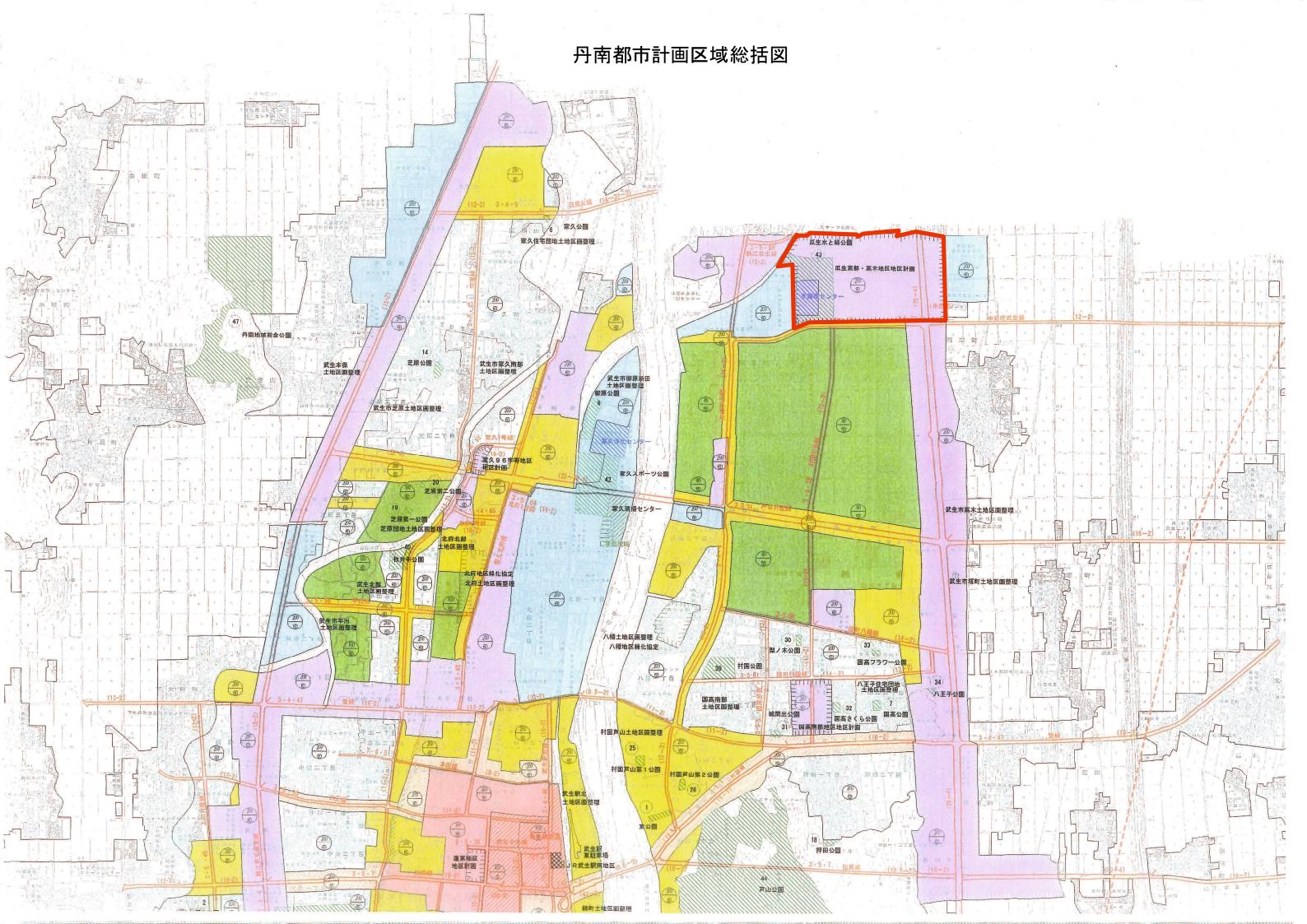
丹南都市計画地区計画 瓜生東部・高木地区地区計画

2 変更の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、適用条項との整合を図るものである。

都市計画決定図 (案)





都市計画の策定の経緯の概要

丹南都市計画公園の変更(越前市決定)

事項	時期	備考
説明会		
福井県知事事前協議	平成 29 年 1 月 4 日	
福井県知事事前協議回答	平成 29 年 1 月 6 日	
告示及び案の縦覧	平成 29 年 1 月 26 日告示	
	平成 29 年 1 月 27 日から	
	平成 29 年 2 月 10 日まで	
越前市都市計画審議会	平成 29 年 2 月 17 日	
決定告示 (永久縦覧)	平成 29 年 3 月 日	
図書の送付	平成 29 年 3 月 日	